2. 補助金関係規程等の改正について

平成29年度に鉄道・運輸機構が改正した繰入基準

規程等の名称	改正年月日	概要
〇鉄道防災事業費補助繰入 基準	平成 30 年 2 月 16 日 改正	青函トンネルの機能を保全するために必要な施設の改修工事の補助対象経費に、トンネル覆工及び路盤の改修に要する経費を追加したため改正した。

※平成30年2月16日 国鉄施第186号 鉄道防災事業費補助交付要綱改正。

※別添 新旧対照表その1を参照

規程等の名称	改正年月日	概要
〇都市鉄道利便增進事業費	平成 30 年 3 月 30 日	平成 30 年度予算に合わせて、分割交付の分割率
補助繰入基準	改正	を改正した。

※平成30年3月30日 国鉄都第202号 都市鉄道利便增進事業費補助交付要綱改正。

※別添 新旧対照表その2を参照

別添新旧対照表その1

鉄道防災事業費補助繰入基準新旧対照表

○独立行政法人鉄道建設·運輸施設整備支援機構鉄道防災事業費補助繰入 基準

改正案

平成 15 年 10 月 1 日 機構規程第 119 号 平成 22 年 11 月 18 日 機構規程第 62 号 平成 29 年 3 月 30 日 機構規程第 87 号

平成 30 年 2 月 16 日 機構規程第 25 号

○独立行政法人鉄道建設·運輸施設整備支援機構鉄道防災事業費補助繰入 基準

現

平成 15 年 10 月 1 日 機構規程第 119 号 平成 22 年 11 月 18 日 機構規程第 62 号 平成 29 年 3 月 30 日 機構規程第 87 号

別表第1

補助対象と	補助対象となる		対象経費					
なる事業	事業の範囲	費目	費目の	内容				
			区分					
鉄道防災事	青函トンネルの	工事費		補助事業施				
業	機能を保全する			行のために必				
	ために必要な施			要な直接的経				
	設の改修工事 (工			費				
	事費には消費税	本工		請負工事費				
	を含む。) とする。	事費		等の直接本体				
				工事に要する				
				経費				
			路盤費	地震防災施				
				設、排水施設、				
				火災検知施設、				
				消火避難誘導				

別表第1

補助対象と	補助対象となる		対象経	費
なる事業	事業の範囲	費目	費目の	内容
			区 分	
鉄道防災事	青函トンネルの	工事費		補助事業施
業	機能を保全する			行のために必
	ために必要な施			要な直接的経
	設の改修工事 (工			費
	事費には消費税	本工		請負工事費
	を含む。) とする。	事費		等の直接本体
				工事に要する
				経費
			路盤費	地震防災施
				設、排水施設、
				火災検知施設、
				消火避難誘導

	-		1			
		施設、定点消火				施設、定点消火
		施設、 <u>トンネル</u>				施設、
		覆工、路盤の改				の改
		修に要する経				修に要する経
		費				費
	電気費	電力設備(排			電気費	電力設備(排
		水施設等に係				水施設等に係
		る)、列車制御				る)、列車制御
		施設、通信施				施設、通信施
		設、変電所施設				設、変電所施設
		の改修に要す				の改修に要す
		る経費				る経費
附帯	工事附	資材運搬費、		附帯	工事附	資材運搬費、
工事費	带費	外注設計調査		工事費	带費	外注設計調査
		費、工事用建物				費、工事用建物
		の仮設費等の				の仮設費等の
		直接工事に附				直接工事に附
		帯する経費				帯する経費
管理費		管理費		管理費		管理費

附 則(平成30年2月16日機構規程第25号)

この繰入基準の一部改正は、平成30年2月16日から施行する。

別添 新旧対照表その2

新旧対照表

改正案	現行
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助繰入基準	○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事 業費補助繰入基準
平成 17 年 12 月 21 日機構規程第 56 号	平成 17 年 12 月 21 日機構規程第 56 号
改正 平成 19 年 3 月 28 日機構規程第 163 号の 2	改正 平成 19 年 3月 28 日機構規程第 163 号の 2
平成 22 年 11 月 18 日機構規程第 44 号	平成 22 年 11 月 18 日機構規程第 44 号
平成 29 年 3 月 30 日機構規程第 87 号	平成 29 年 3 月 30 日機構規程第 87 号
平成 29 年 3 月 31 日機構規程第 103 号	平成 29 年 3 月 31 日機構規程第 103 号
平成 30 年 3 月 30 日機構規程第 54 号	
別表	

対象事業	事業年度	分割年数	率						
对水争未	尹未干及		補助第1年度	補助第2年度	補助第3年度	補助第4年度	補助第5年度	補助第6年度	
都市鉄道等利便増進法の 規定により平成29年3月13	平成29年度	6年	609.3888/2700	58.12224/2700	58.12224/2700	58.12224/2700	58.12224/2700	58.12224/2700	
規定により平成29年3月13 日付けで速達性向上計画の	平成30年度	6年	812.4744/2700	17.50512/2700	17.50512/2700	17.50512/2700	17.50512/2700	17.50512/2700	
変更が認定された神奈川東 部方面線事業(平成29年度	平成31年度	5年	443.3268/2700	114.1683/2700	114.1683/2700	114.1683/2700	114.1683/2700	/	
から平成34年度(同年度の	平成32年度	4年	401.8779/2700	166.0407/2700	166.0407/2700	166.0407/2700		/	
繰り越し事業を含む。)まで の事業に限る。)	平成33年度	3年	413.9247/2700	243.03765/2700	243.03765/2700	/		/	
の 中未に限る。)	平成34年度	2年	413.5533/2700	486.4467/2700					

注 繰入決定において繰り入れの対象とされた事業の一部が当該繰入決定を受けた日の属する事業年度(以下「繰入決定年度」という。)内に完了せず、翌年度に繰り越された場合において、当該事業の繰り越し分の補助第2年度以降の交付年度及び補助率は、繰入決定年度に完了した分と同様とする。

ただし、平成28年度事業の繰越し分については、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内を整備した事業年度に繰り入れを行う。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日機構規程第 54 号)

この繰入基準の一部改正は、平成30年3月30日から施行する。

ľ	対象事業 事業年度		分割年数	率						
	对承争未	争未十及	刀刮牛奴	補助第1年度	補助第2年度	補助第3年度	補助第4年度	補助第5年度	補助第6年度	
1 1	都市鉄道等利便増進法の 規定により平成29年3月13	平成29年度	6年	609.3888/2700	58.12224/2700	58.12224/2700	58.12224/2700	58.12224/2700	58.12224/2700	
1 1	規定により平成29年3月13 日付けで速達性向上計画の	平成30年度	6年	608.7519/2700	58.24962/2700	58.24962/2700	58.24962/2700	58.24962/2700	58.24962/2700	
11	変更が認定された神奈川東 部方面線事業(平成29年度	平成31年度	5年	437.3754/2700	115.65615/2700	115.65615/2700	115.65615/2700	115.65615/2700		
1 1	部プ国標事業(平成29年度) から平成34年度(同年度の)	平成32年度	4年	484.857/2700	138.381/2700	138.381/2700	138.381/2700	/		
	繰り越し事業を含む。)まで の事業に限る。)	平成33年度	3年	527.7597/2700	186.12015/2700	186.12015/2700				
<u> </u>	の 尹未に限る。)	平成34年度	2年	404.1111/2700	495.8889/2700					

注 繰入決定において繰り入れの対象とされた事業の一部が当該繰入決定を受けた日の属する事業年度(以下「繰入決定年度」という。)内に完了せず、翌年度に繰り越された場合において、当該事業の繰り越し分の補助第2年度以降の交付年度及び補助率は、繰入決定年度に完了した分と同様とする。

ただし、平成28年度事業の繰越し分については、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内を整備した事業年度に繰り入れを行う。